

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成十七年十月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

法律第百二号

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(植物防疫法の一部改正)

第三十七条

植物防疫法(昭和二十五年法律第一百五十一号)の一部を次のように改正する。
第八条第四項中「通関手続をする郵便局は」を「郵便事業株式会社は、通関手続が行われる事業所において」に改め、同条第五項中「郵便局員」を「郵便事業株式会社の職員」に改める。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）
第一百七十七条

この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便法第三十八条の八（第二号及び第三号に係る部分に限り、この規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第七十条（第二号及び第三号に係る部分に限り、この規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第八条 第二号に係る部分に限り、この規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十条（第二号に係る部分に限り、この規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十一条及び第七十二条（第十五号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為並びに附則第二条第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第百四条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣 小泉純一郎

総務大臣 麻生 太郎

法務大臣 南野知恵子

財務大臣 谷垣 禎一

文部科学大臣 中山 成彬

厚生労働大臣 尾辻 秀久

農林水産大臣臨時代理 尾辻 秀久

国務大臣 尾辻 秀久

経済産業大臣臨時代理 尾辻 秀久

国土交通大臣 伊藤 達也

環境大臣 北側 一雄

小池百合子